附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十九年九月十三日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第四十五号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条の規定に基づき、港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号及び港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十月二十三日

海上保安庁長官　中島　敏

港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号及び港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部を改正する告示

（港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部改正）

第一条　港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号（平成七年海上保安庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
別表			別表		
(1)・(2)　(略)			(1)・(2)　(略)		
1～6　(略)			1～6　(略)		
7　京浜港			7　京浜港		
信号		信文	信号		信文
東京区	2代・L	15号地西側、北側岸壁又はM10、M11ドルフィンバースに向かって航行する。	東京区	2代・L	15号地西側、北側岸壁又はM10、M11ドルフィンバースに向かって航行する。
	2代・M	10号地その1、11号地建材ふ頭、辰巳ふ頭、M1からM5ドルフィンバース又は12号地木材投下泊地ブイバースに向かって航行する。		2代・M	10号地その1、11号地建材ふ頭、辰巳ふ頭、M1からM5ドルフィンバース又は12号地木材投下泊地ブイバースに向かって航行する。
	2代・V	10号地その2又はお台場ライナーふ頭に向かって航行する。		2代・V	10号地その2又はお台場ライナーふ頭に向かって航行する。
	2代・H	晴海信号所から芝浦ふ頭南端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。		2代・H	晴海信号所から芝浦ふ頭南端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
	2代・T	晴海信号所から豊洲ふ頭北西端まで引いた線以東の係留施設に向かって航行する。		2代・T	晴海信号所から豊洲ふ頭北西端まで引いた線以東の係留施設に向かって航行する。
	2代・A	有明ふ頭又は台場官庁船桟橋に向かって航行する。		2代・A	有明ふ頭又は台場官庁船桟橋に向かって航行する。
	2代・S	品川ふ頭に向かって航行する。		2代・S	品川ふ頭に向かって航行する。
	2代・R	青海コンテナふ頭に向かって航行する。		2代・R	13号地官庁船桟橋又は青海コンテナふ頭に向かって航行する。
	2代・O	東京電力大井火力発電所桟橋、大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その2北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。		2代・O	東京電力大井火力発電所桟橋、大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その2北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
	2代・C	中央防波堤内側埋立地の係留施設に向かって航行する。		2代・C	中央防波堤内側埋立地の係留施設に向かって航行する。
	2代・CW	中央防波堤外側埋立地西側の係留施設に向かって航行する。			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8～16　(略)			8～16　(略)		